いわての森林・林業概要



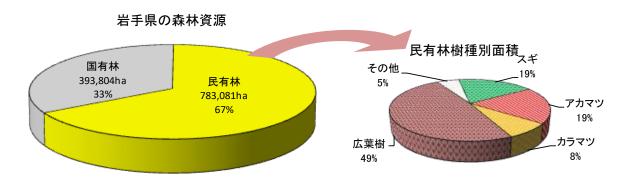
令和元年 11 月 **岩手県農林水産部**

	岩手県の森林資源・・・・・・・・・・ 1 全国からみた岩手県の林業
(1)	森林資源
(2)) 森林整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3)	林産物3
(4)	林道整備 · · · · · · · 3
(5)	林業経営体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(6)	林業労働力 … 4
(7)	林業産出額
(8)	全国における岩手県の順位 5
	◇ 岩手県の林業振興(トピックス)◇
I	東日本大震災津波からの復旧・復興の取組・・・・・・7
Π	原木しいたけ放射性物質影響対策・・・・・・・・・9
Ш	森林環境税、森林環境譲与税の創設・・・・・・・・・ 1 1
IV	森林経営管理制度の取組・・・・・・・・・・ 13
V	スマート林業の取組 1 4
VI	県産木材等利用促進条例の制定・・・・・・・・ 1 6
VII	「いたマサザマカゴミ」の字件
VШ	「いわて林業アカデミー」の運営・・・・・・・・・ 18
VII	第73回(令和4年)全国植樹祭の開催県に決定・・・・・20
, 11	



1 岩手県の森林資源

- 平成 29 年度における本県の森林面積は 117 万 6,885ha で総土地面積の 77%を占め、このうち民有林は、78 万 3,081ha で全体の 67%、国有林は 39 万 3,804ha で 33%の割合となっている。
- 人工林の総面積は 48 万 5, 159ha で、このうち民有林は 32 万 9, 201ha となっており、総面積 に占める民有林面積の割合は 68%となっている。
- 森林蓄積は総数 2 億 4,741 万m³で、このうち民有林は 1 億 8,710 万m³となっており、総蓄 積に占める民有林蓄積の割合は 76%となっている。
- 森林 1ha 当たりの蓄積は、国有林(林野庁所管) 153 m³、民有林 239 m³となっている。



【表-1】所有形態別森林面積と蓄積(平成30年3月末現在)

(単位:面積 ha、率%、蓄積千 m³、ha 当たり蓄積 m³)

所有別			国 有			民 有						
	1	林野庁所管	F	その他	計		公 有				計	合計
区分	国有林	官行造林	小計	省庁所管	āΤ	県有林	市町村有林	財産区有林	小計	私有	āΤ	
面積	388,088	3,263	391,351	2,453	393,804	81,568	60,766	8,686	151,020	632,061	783,081	1,176,885
人工林面積	153,938	1,972	155,910	48	155,958	67,995	32,319	1,931	102,245	226,956	329,201	485,159
人工林率	39.7%	60.4%	39.8%	2.0%	39.6%	83.4%	53.2%	22.2%	67.7%	35.9%	42.0%	41.2%
蓄積	59,794	467	60,261	46	60,307	15,978	15,813	1,699	33,490	153,608	187,099	247,406
ha当り蓄積	154	143	154	19	153	196	260	196	222	243	239	210

資料:国有林は林業振興課調べ(その他省庁所管は平成29年3月時)

民有林は森林整備課調べ(岩手県森林計画実行調査)

注:県有林は県行造林を含む

市町村有林 (一部事務組合含む)、財産区有林は直営林のみ

人工林面積には未立木地・伐採跡地を含まない 四捨五入の関係で計が合わない場合がある

【表-2】民有林樹種別森林面積(平成30年3月末現在)

樹 種	森林面積	スギ	アカマツ	カラマツ	広葉樹	その他
面積(ha)	783, 081	146, 339	151, 201	61, 568	381, 595	42, 378
	(100%)	(19%)	(19%)	(8%)	(49%)	(5%)

資料:森林整備課(岩手県森林計画実行調査) 注:四捨五入の関係で計が合わない場合がある

2 全国からみた岩手県の林業

(1) 森林資源

○ 本県の総土地面積約 153 万 ha のうち、77%を占める約 118 万 ha が森林で、北海道に次いで広い森林面積を有しており、全国森林面積の約 4.7%を占めている。

【表-3】森林資源の全国対比

項目	単位	全 国	岩手県	対比(%)	調査資料
総土地面積	千ha	37,797	1,528	4.0	平成 30 年全国都道府県市区町村別面積
森林面積	千ha	25,048	1,177	4.7	(国土地理院)
内国有林面積	千ha	7,659	394	5.1	
内民有林面積	千ha	17,389	783	4.5	全国の数値
民有林人工林面積	千ha	7,916	329	4.2	2019 森林·林業統計要覧 (数値は、H29.3 末現在)
民有林人工林率	%	45.5%	42.0 %	_	岩手県の数値
森林蓄積	∓m³	5,241,502	247,406	4.7	森林整備課(H30.3 末現在)
内国有林蓄積	∓m³	1,225,927	60,307	4.9	
内民有林蓄積	∓m³	4,015,575	187,099	4.7	J

注:調査年度が異なるため、全国対比は参考数値

(2) 森林整備

○ 本県の民有林造林面積は増加傾向で推移しており、平成30年度は962haとなっている。

【表-4】造林の全国対比

項目	単位		岩手	県(全国順	全国	全国1位の都		
块 口		H26	H27	H28	H29	H30	(H29)	道府県〔H29〕
造林面積	ha	764 (5)	799 (5)	909 (5)	902 (4)	1	22, 069	9, 248(北海道)
内民有林造林	ha	664 (5)	792 (3)	835 (4)	832 (4)	962	18, 938	8,860 (北海道)

資料: H26~29: 2019 森林・林業統計要覧、H30: 森林整備課

注:総数に国有林を含まない(民有林、森林整備センター(管理面積)の合計)

○ 本県の民有林間伐面積は東日本大震災津波以降減少傾向であり、平成30年度は約4千 ha となっている。

【表-5】間伐の全国対比

項目	単位			全国[H29]			
块 口		H26	H27	H28	H29	H30	王国(120)
民有林間伐面積	千ha	5.8	5.2	5.2	4.4	4.0	304

資料: 岩手県の数値は森林整備課、全国の数値は2019森林・林業統計要覧

(3) 林産物・特用林産物

- 本県の平成30年の素材生産量は1,514千m³で全国第3位の生産量であり、その内訳は、 針葉樹が1,238千m³(全国第3位)、広葉樹が276千m³(同2位)となっており、広葉樹の 占める割合(18%)が全国(10%)に比べ高くなっている。
- 平成 30 年の特用林産物のしいたけ生産量は、乾しいたけ 119t (全国第5位、同1位は大分県1,038t)、生しいたけ4,195t (同3位、同1位は徳島県8,111t) となっている。
- 平成30年の木炭生産量は2,682t(全国第1位)となっている。

【表-6】林産物の全国対比

	項目	単位		岩雪	全国	全国1位の			
	A D	+ 4	H26	H26 H27 H28 H29 H30		H30	1	都道府県	
i	素材生産量	∓m³	1,398(3)	1,524(3)	1,474(3)	1,489(3)	1,514(3)	21,640	3,335(北海道)
	内針葉樹材	∓m³	1,096(4)	1,213(3)	1,171(3)	1,208(3)	1,238(3)	19,462	2,758(北海道)
	内広葉樹材	∓m³	302(2)	311(2)	302(2)	281(2)	276(2)	2,178	577(北海道)
j	乾しいたけ生産量	トン	97(6)	83(6)	86(6)	89(6)	119(5)	2,635	1,038(大分県)
:	生しいたけ生産量	トン	5,155(3)	4,774(3)	4,827(3)	4,452(3)	4,195(3)	70,381	8,111(徳島県)
:	木炭生産量	シ	3,300(1)	3,399(1)	3,317(1)	3,014(1)	2,682(1)	8,742	2,682(岩手県)

資料: 平成 30 年木材統計、平成 30 年特用林産基礎資料

注:木炭は、黒炭、白炭の合計値

(4) 林道整備

- 本県の平成29年度末の林道延長は5,883km(全国第4位)であり、その内訳は、国有林林道が2,351km(40%)、民有林林道が3,532km(60%)となっている。
- なお、民有林の林道密度は 4.5 m/ha と全国第 33 位で、全国第 1 位の佐賀県は 12.3 m/ha となっている。

【表-7】林道網の全国対比

【衣一/】体迫梢の	王国为儿				
項目	単位	全国	岩手県(全国順位)	全国1位の都道府県	調査資料
林道総延長	km	139,417	5,883 (4)	23,861(北海道)	
内国有林林道	km	45,951	2,351 (3)	16,275(北海道)	2019 森林·林業統計要覧
内民有林林道	km	93,466	3,532 (5)	7,586(北海道)	J
民有林林道密度	m/ha	4.9	4.5 (33)	12.3(佐賀県)	宮崎県調べ(平成 29 年度)

注:全国対比の関係で、対比可能な最新資料を使用

(5) 林業経営体

○ 本県の林業経営体数は約5千戸で全国第2位であり、全国第1位は北海道の約7千9百戸 となっている。

【表-8】林業経営体の全国対比

項目	単位	全国	岩手県(全国順位)	全国1位の道県	調査資料
林業経営体数	林業経営体数 経営体 87,28		4,979 (2)	7,940(北海道)	2015 農林業センサス

注:全国対比の関係で、対比可能な最新資料を使用

(6) 林業労働力

- 本県の林業就業者数は約3千1百人で全国第3位であり、全国第1位は北海道の約6千7 百人となっている。
- また、岩手県が独自に行っている林業労働力実態調査では、平成29年度の林業従事者数は 1,835人となっており、減少傾向にある。

【表-9】林業労働力の全国対比

項目	単位	全国	岩手県 (全国順位)	全国1位の都道府県	調査資料
15 歳以上林業就業者数	人	63, 663	3, 057 (4)	6,725 (北海道)	平成 27 年国勢調査
年間 150 日以上雇われ 林業に従事した者	人	25, 951	1, 194 (3)	3,106(北海道)	2015 農林業センサス

注:全国対比の関係で、対比可能な最新資料を使用

【表-10】林業従事者数(年間従事日数 60 日以上)

区分	643 Mr.L	就労日数	放区分別		年齡別		性	別	
年度	総数	60~ 149 日	150 日 以上	39 歳 以下	40~ 59 歳	60 歳 以上	男性	女性	Ī
平成 24	2, 100	513	1, 587	423	736	941	1, 949	151	
25	2, 098	475	1, 590	440	747	911	1, 948	150	
26	2, 037	494	1, 506	416	736	848	1, 890	147	
27	1, 924	351	1, 474	393	679	764	1, 804	120	
28	1, 892	314	1, 453	407	649	723	1, 781	111	

408

633

703

1.739

96

資料:森林整備課(林業労働力実態調査)

1.835

29

注:未回答項目があるため、内訳の合計と総数が合わない場合がある。

1.406

317

(7) 林業産出額

- 本県の平成29年の林業産出額は、約197億円で全国第5位となっている。
- 部門別の産出額は、木材生産が147億円(全国第3位)、栽培きのこ類生産が41億円(同14位)、薪炭が6億円(同4位)、その他(まつたけ等)が3億円(同3位)となっている。

【表-11】林業産出額の全国対比

百日	単位		岩手	全国	全国1位の 都道府県				
項目	中加	H25	H26	H27	H28	H29	(H29)	₩週初景 〔H29〕	
林業産出額	千万円	2,118 (4)	2,273 (4)	2,297 (5)	2,015 (5)	1,973 (5)	45,182	5,904(長野県)	

注:農林水産統計(林業産出額)

(8) 全国における岩手県の順位

区分(単位)	全国値	1位	2位	3位	4位	5位	本県 シェア	資料
森林面積(千 ha)	25,048	北海道 5,538	岩手県 1,171	長野県 1,069	福島県 974	岐阜県 862	5%	2019 森林·林業統計要覧 (平成 29 年)
素材生産量(千m³)	21,640	北海道 3,335	宮崎県 1,925	岩手県 1,514	秋田県 1,285	大分県 1,075	7%	平成 30 年木材統計
広葉樹(千m³)	2,178	北海道 577	岩手県 276	福島県 155	広島県 120	秋田県 107	13%	平成 30 年木材統計
生しいたけ生産量(トン)	70,382	徳島県 8,111	北海道 7240	岩手県 4,195	秋田県 4,135	群馬県 3,989	6%	平成 30 年 特用林産基礎資料
乾しいたけ生産量(トン)	2,635	大分県 1,038	宮崎県 477	熊本県 209	愛媛県 163	岩手県 119	5%	平成 30 年 特用林産基礎資料
まつたけ生産量(トン)	63.3	長野県 42.1	岩手県 9.0	愛媛県 7.0	京都府	岡山県 1.2	14%	平成 30 年 特用林産基礎資料
木炭生産量(トン) 〔白・黒炭計〕	8,742	岩手県 2,682	高知県 1,523	和歌山県 1,093	北海道 900	熊本県 382	31%	平成 30 年 特用林産基礎資料
木酢液(千リットル)	2,647	岩手県 1,288	宮崎県 352	熊本県 285	静岡県 243	福島県 66	49%	平成 30 年 特用林産基礎資料
生うるし(Kg)	1,845	岩手県 1,256	茨城県 360	栃木県 120	福島県 38	長野県 24	68%	平成 30 年 特用林産基礎資料
葉柄わさび(トン)	1,452	長野県 581	岩手県 450	静岡県 222	島根県 47	高知県 44	31%	平成 30 年 特用林産基礎資料
木材産出額(千万円)	22,310	北海道 3,540	宮崎県 2,267	岩手県 1,470	熊本県 1,288	大分県 1,216	7%	農林水産統計 (平成 29 年)

I 東日本大震災津波からの復旧・復興の取組

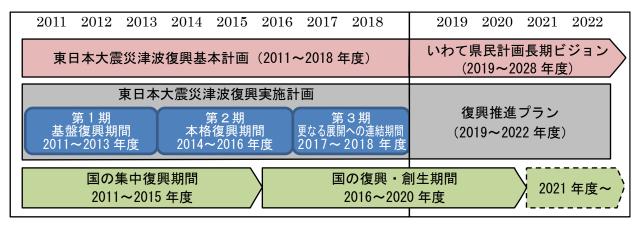
1 復旧・復興に向けた取組

県では、平成23年(2011年)4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること及び犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。

この原則を受けて、平成23年(2011年)8月に、「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」を 策定し、これまで、その具体的な施策や事業などを定めた復興実施計画に基づき、復興の取組を 進めてきました。

林業関係では、被災した合板工場が本格稼働を開始するとともに、被災した治山海岸施設全てにおいて復旧が完了したところであり、引き続き、被災した海岸防災林の整備を着実に推進するとともに、露地栽培原木しいたけの栽培管理の徹底や検査の実施等による出荷制限解除に向けた取組を加速し、一日も早い産地の再生が図られるよう取り組みます。

2019年4月には、「いわて県民計画(2019~2028)」「復興推進プラン(2019年度~2022年度)を策定し、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョンの「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施していきます。



【「復興推進プラン」の概要】

【復興の目指す姿】

「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」

2 治山海岸施設及び海岸防災林

(1) 治山海岸施設

治山海岸施設は平成30年6月末で全ての復旧が完了しました。 (野田村前浜地区、山田町浦の浜地区、大槌町浪板地区、釜石市根浜地区)



【野田村前浜地区の復旧状況 (H30.8撮影)】

(2) 海岸防災林

被災した海岸防災林 26 箇所のうち、18 箇所について復旧を計画しています。このうち、令和元年 9 月末までに 17 地区(久慈市大湊地区、野田村前浜地区、野田村米田地区、普代村元村地区、田野畑村明戸地区、岩泉町小本地区、宮古市摂待地区、山田町浦の浜地区、同前須賀地区、同小谷鳥地区、大槌町浪板地区、釜石市根浜地区、同荒川地区、大船渡市合足地区、陸前高田市高田松原地区、大船渡市本郷地区、釜石市佐須地区)に着手しました。

このうち、令和元年9月末までに 13 地区(宮古市摂待地区、大槌町浪板地区、山田町前須賀地区、普代村元村地区、久慈市大湊地区、釜石市根浜地区、岩泉町小本地区、大船渡市合足地区、山田町小谷鳥地区、釜石市荒川地区、田野畑村明戸地区、野田村米田地区、釜石市佐須地区)の植栽が完了しました。

引き続き、他所管が実施する防潮堤工事等と調整を図りながら、海岸防災林の復旧に取り組んでいきます。





【明戸地区防潮林再生記念植樹】 (H30.8.25)



【田野畑村明戸地区防災林造成工事完成】 (着手 H28.10~完成 H31.1)

Ⅱ 原木しいたけ放射性物質影響対策

本県の原木しいたけを取り巻く環境は、原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、出荷制限の指示や風評被害による価格低迷等、生産活動の継続に当たり厳しい状況が続いています。

このような状況を解消し、国内有数の産地である本県原木しいたけの生産を再生させるため、県は、市町村・関係団体と連携しながら、消費者や取引先の信頼回復及び生産環境の整備に係る一連の対策を実施しています。

の対策を美麗しています。

1 出荷制限解除に向けた取組

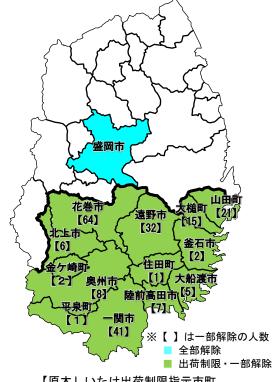
露地栽培では、県内 14 市町で出荷制限が指示されていましたが、安全性の確認された盛岡市について、平成 25 年 4 月 8 日に出荷制限が解除されました。

平成26年度以降は、出荷制限解除に向けた検査を実施し、 令和元年9月末現在で、出荷制限指示が継続している13市 町の205名の生産者の出荷制限が一部解除されています。

今後も、放射性物質の影響を低減するための「栽培管理」の取組を全県で進めるとともに、制限 13 市町については、しいたけが発生した段階で検査を実施し、安全が確認された生産者について、個別に国と出荷制限解除の協議を行っていきます。

2 ほだ場環境の整備

ほだ場の再生と出荷制限の早期解除に向け、指標値を超えたきのこ原木及びほだ木の一時保管や落葉層除去、跳ね返り防止資材の敷設のほだ場環境整備を支援しています。(きのこ原木等処理事業)



【原木しいたけ出荷制限指示市町 (令和元年9月末現在)】

3 放射性物質濃度検査の実施

消費者や取引先からの信頼を回復するため、原木生しいたけ、乾しいたけの出荷前の全戸検査 や、指標値以下の原木を供給するための原木林検査のほか、出荷制限解除に必要な検査を実施し ています。(特用林産物放射性物質調査事業)

4 生産者の意欲維持(経営支援等)

原木しいたけ生産者の経営を支援するため、生産物の出荷制限や原木・ほだ木の使用制限及び 風評被害による損失について、東京電力から損害賠償金が支払われるまでの間、集出荷団体が行 う経営支援資金の貸付に必要な原資を融資しています。(しいたけ経営緊急支援資金貸付金)

また、出荷制限市町において、露地栽培から施設栽培に転換を希望する生産者の簡易ハウス設置を支援しているほか、高騰しているきのこ原木の導入を支援しています。(特用林産施設等体制整備事業)

さらに、生産拡大に取り組む意欲ある生産組合を対象に、原木しいたけ生産に必要な設備等の整備を支援しています。(原木しいたけ生産拡大支援事業)

5 原木確保の取組

しいたけ原木を安定的・計画的に供給するため、平成24年8月に、しいたけ原木を生産する 団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」を設置し、需給状況を細やかに把握するととも に、生産者が必要とする原木の確保に向け、素材生産業者、市町村有林への働きかけや、他県か らの原木供給などに取り組んでいます。

また、原木を安定的かつ計画的に供給するため、地域林業の担い手である森林組合が原木を生 産供給するために要する資金の貸付を行っています。(しいたけ等原木安定供給促進資金貸付金)

6 風評被害対策

本県の乾しいたけの市場価格は、震災後の平成 24 年度に kg あたり 1,200 円台まで下落し、平成 27 年には全国的な品 薄感から一時的に 4,000 円台に回復したものの、平成 30 年は 3,400円台に落ち込むなど、依然厳しい状況が続いています。 今後も量販店で行う対面販売や取扱商社への働きかけなど風 評被害対策に全力で取り組むとともに、一日も早い出荷制限 の解除により、本県のしいたけ産業の再生を図っていきます。



(1) 「岩手県乾しいたけ品評会」の開催

震災に伴う原子力発電所事故の影響により、平成 24 年度以降休止せざるを得ない状況が続 いていた「岩手県乾しいたけ品評会」を、生産者からの再開を望む熱い声に後押しされ、平成 28年から再開しています。

令和元年の品評会の出品数は、震災前の平成 22 年の 488 点までには及びませんが、今回は 141 点の出品がありました。このように、震災前の原木乾しいたけの名産地であった本県のし いたけ産業の再生が着実に進んでいるものと考えています。

全国乾椎茸品評会では、4年ぶりに農林水産大臣賞を受賞するなど、改めて本県産乾しいた けの品質の高さを証明する結果となりました。

(2) 東京・銀座のいわて銀河プラザにおける試食販売会の開催

県産原木しいたけの風評被害の払しょくと、消費拡大を図ることを目的に、「乾しいたけの 日」である7月7日に合わせ、令和元年7月10日から2日間に渡り、東京・銀座の「いわて 銀河プラザ」において、岩手県しいたけ産業推進協議会による県産原木乾しいたけの試食販売 会を開催しました。

試食販売会では、外国からの観光客や都内の消費者が数多く訪れ、試食用に準備した「乾し いたけの甘煮」や「乾しいたけ甘煮の唐揚」により、本県産の原木乾しいたけの美味しさをP Rすることができました。





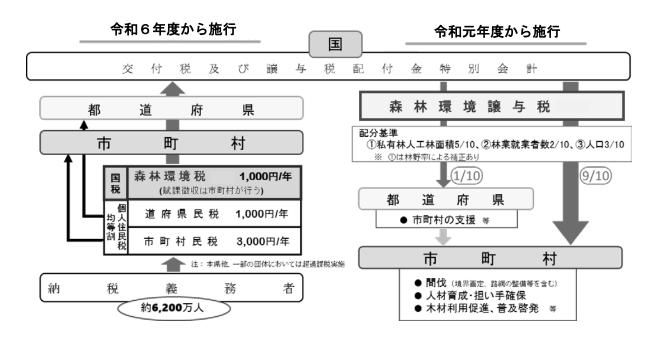
【試食販売会の様子】

Ⅲ 森林環境税、森林環境譲与税の創設

国において、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。 森林環境税及び森林環境譲与税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図 るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境税 は、令和6年度から年間1,000円が個人に課税されます。

一方で、森林環境譲与税は、森林環境税の徴税より先行して、令和元年度から市町村及び都道府 県に譲与され、その使途については、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進 や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は、森林整備を実施する市町村の 支援等に関する費用に使われるものとなります。

1 制度設計イメージ ※林野庁資料より



2 森林環境譲与税の使途について(総務省:法律の概要より)

(1) 市町村

間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(2) 都道府県

森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

3 県の使途

県への配分額 125,000 千円 (試算額) を森林環境譲与税の受け皿として設置した森林整備等支援基金に積み立て、以下の事業に対し、基金を取り崩して実施

(単位:千円)

		\ 1 I=	L • 1 1 1 1 /
事業名	概要	事業費	うち 基金繰入金
森林管理システム構築推進事業費	平成31年度からスタートする森林経営管理制度 (新たな森林管理システム)の着実な運用を図る ため、各広域振興局に専門職員を配置し、市町村	19, 885	19, 852
スマート林業推進事業費	が行う業務を支援 森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現する ため、航空レーザ計測等のICTを活用したスマ ート林業技術の導入を推進	15, 431	13, 431
いわて林業アカデミー運 営事業費	新たな林業就業者を確保するため、林業に関する 知識・技術を習得できる「いわて林業アカデミー」 を運営	69, 604	67, 576
いわての県産木材利用促 進事業費 (需要創出・販 路拡大事業)	県産木材の新たな販路拡大を図るため、製材品開発への支援や、県内事業者と大手家具メーカー等とのマッチングなどを実施	2, 702	2, 702
いわての県産木材利用促 進事業費(木造建築設計 技術者等育成・需要拡大 事業)	県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材 活用住宅等の P R 、木造建築設計技術者等の養 成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実 施	3, 296	3, 296

森林経営管理制度の取組

森林経営管理法に基づき、平成31年4月から「森林経営管理制度(新たな森林管理システム)」がス タートし、県では、森林の新たな整備主体となる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」を選定・登録 (令和元年9月末時点 81 経営体) するとともに、制度の円滑な運用に向けて、以下により市町村を支 援しています。

1 森林経営管理制度対策チームによる取組

県では、市町村が制度を効率的に運用できるよう、平成30年6月に、関係各課や現地機関等で 組織する「森林経営管理制度対策チーム」を立ち上げ、対策チーム会議の開催等を通じて、制度の 運用に係る情報収集や優良事例の紹介などを行うとともに、現地機関において、林業普及指導員や 市町村、林業経営体等の関係者による地域単位での対策会議を開催し、地域の実情を踏まえた助言 等を行っています。

2 森林管理システム構築推進員による市町村への業務支援

令和元年度から、森林・林業に関する幅広い専門知識と実務経験を持つ「森林管理システム構築 推進員」を広域振興局に配置し、森林所有者への経営意向調査や、市町村が経営管理を行うための 計画作成等に向けた技術的な助言を行うなど、市町村の森林・林業行政を支援しています。

3 森林経営管理制度に係る説明会や研修会の開催

県では、森林経営管理制度の創設を踏まえ、平成30年2月の制度説明会の開催をはじめ、各種 会議や研修において説明を行うなど制度の周知を図るとともに、県内4ブロックで市町村や関係団 体と今後の対応のあり方等について意見交換を行い、制度の運用に当たっての具体的な助言を行っ てきたところです。

また、市町村における業務の執行体制を確保するため、地域林政アドバイザー養成研修を開催す るとともに、令和元年9月には、市町村の担当職員等を対象とした業務の具体的な進め方に関する 研修会を開催するなど、市町村において制度を適切に運用できるよう取り組んでいます。

4 岩手県意欲と能力のある林業経営体の育成

県が選定・登録した「岩手県意欲と能力のある林業経営体」の経営力や技術力の向上を図るため、 経営者層を対象としたセミナーや、効率的な生産技術等の個別指導を行う森林経営専門家派遣を行 ったほか、森林施業の提案や森林経営計画の作成において中心的な役割を担う森林施業プランナー の活動を促進するため、経験の浅い森林施業プランナーを指導する「森林施業リーディングプラン ナー」を養成しています。





【森林管理システム構築推進員による業務支援】 【森林施業リーディングプランナー認定研修会】

V スマート林業の取組

1 岩手県における取組状況

県では、本県の豊かな森林資源を有効に活用し、林業の成長産業化を実現するため、スマート 林業の推進に積極的に取り組んでいくこととしています。

令和元年度は、地理空間情報やICT等の先端技術を活用し、人手も時間もかかる森林調査などの作業を飛躍的に省力化するため、航空レーザ計測等による森林資源解析技術の実証を行っているほか、クラウド技術を活用した森林情報の共有化を検討しているところです。

今後は、市町村や林業経営体等が調査目的に応じて適切な森林計測の方法を選択できるよう、 実証結果の普及啓発を行うとともに、ICT を活用できる現場技術者を育成し、林業の生産性向上 を図っていきます。

2 令和元年度の取組

令和元年度から下記のとおり「スマート林業推進事業」を実施しています。

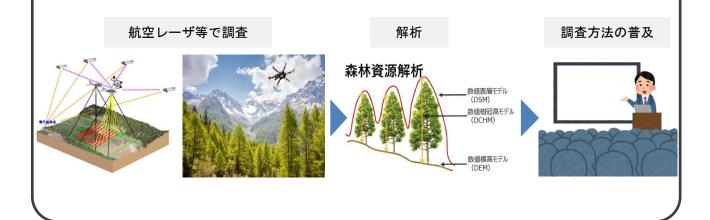
ア 森林資源解析・普及モデル事業

■現状・課題

森林資源把握のために航空レーザ計測を活用する事例が増加していますが、樹種によっては計測精度に課題が残るほか、調査目的や計測する森林面積に応じた計測手段(航空機、ドローン等)の使い分けに関する判断基準が求められています。

■令和元年度の取組

森林情報を効率的に把握できる、航空レーザやドローンを用いた森林資源解析(本数、 材積、樹高、直径等)を行い、得られた成果や知見を市町村や林業経営体に普及啓発しま す。



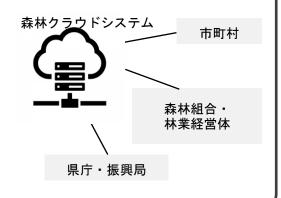
イ 森林情報高度利用促進事業

■現状・課題

多大な労力と時間をかけて把握している森林情報を、林業生産の現場で効率的に活用するためには、森林情報の共有が可能となるシステムが必要です。

■令和元年度の取組

ネットワークを利用し、森林情報を共有する 「森林クラウドシステム」の運用事例に関する 先進地調査や、今後のシステム導入に向けて 現状や課題を整理し検討を行います。



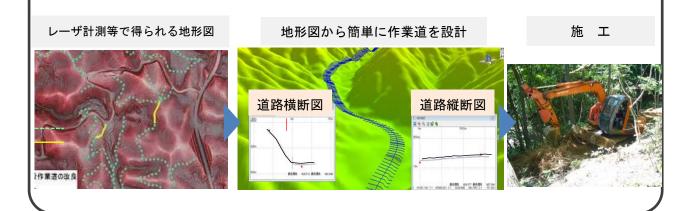
ウ 路網作設高度技能者育成事業

■現状・課題

作業道の路網計画にあたっては、図面上で計画路線形を定めたうえで現地踏査を行いますが、図面上には現れにくい微地形や作業道開設の支障となる地質の表出などにより、計画路線形の修正が必要となり、設計に多大な時間を要しています。

■令和元年度の取組

航空レーザ計測等により得られた地表面の精細なデータを活用し、作業道を効率的に設 計できる人材を育成します。



VI 岩手県県産木材等利用促進条例の制定

岩手県県産木材等利用促進条例は、平成31年2月県議会定例会に議員発議され、平成31年3月26日に可決・公布、4月1日に施行されました。

県では、県民や林業関係者への木材利用促進の取組の中で条例の周知を図っていくほか、条例の 基本理念等を踏まえ、県産木材等の利用の促進に関する計画を策定し、行政、業界、県民が一体と なって県産木材の利用が進むよう、取組を進めていきます。

1 条例のあらまし

条例は、国や市町村、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等と協働し、一体となって県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることを趣旨としており(前文)、条文には、目的(第1条)、基本理念(第3条)のほか、県産木材等の利用の促進に関する計画の策定(第11条)、県産木材等利用推進月間(第17条)、推進体制の整備(第18条)などが規定されています。

2 条例の内容

【前 文】~ 制定の趣旨 ~

- ・豊かな森林資源を木材として様々な用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるとともに、森林資源の循環を産み出し、適切な森林整備を通じて地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。
- ・木材利用を促進し本県の林業及び木材産業を発展させていくためには、地域の森林経営を担う経営体を育成し、豊富な森林資源を生かした生産性及び市場性の高い木材産地を形成するとともに、林業及び木材産業の振興を図り、岩手ならではの施策を展開していくことが必要である。
- ・本県の豊かな森林資源の重要性を認識するとともに、森林がもたらす多くの恩恵をよりよい形で次の世代に引き継ぐため、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めるため、この条例を制定する。

【第1条】~ 目的 ~

・基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、県民参加の下、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与すること。

【第2条】 ~ 定義 ~

・この条例における県産木材、県産木材製品、県産木材等、森林の有する多面的機能、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の用語の意義を定めること。

【第3条】 ~ 基本理念 ~

- ・本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- ・木材が二酸化炭素の貯蔵機能を有し、再使用、再利用又は再生産可能な環境への負荷の少ない資源であることに鑑み、県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう行われること。
- ・林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化につながることに鑑み、県産木材等の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- ・県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することが県民の豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、県民の意識の高揚と自発的な取組を促進するよう行われること。

【第4条~第10条】~ 関係者の責務、役割	割等へ	の青務、	関係者の	\sim	条]	10	~第	4条	【第	
-----------------------	-----	------	------	--------	----	----	----	----	----	--

関係者	責務、役割等の内容
県の責務	・県産木材等の利用に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施すること。
(第4条)	・森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県
	民との協働に努めるとともに、国、市町村、大学等と連携を図るよう努めること。
	・国に対して、林業及び木材産業の振興に関する施策の提言を積極的に行うこと。
市町村への	・県は、市町村が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策を支援するため、情
支援(第5条)	報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
森林所有者の	・森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及
役割	び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策
(第6条)	に協力するよう努めること。
林業事業者の	・森林の適切な整備及び保全、林業の振興、人材の育成並びに県産木材の安定供給に積
役割	極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力する
(第7条)	よう努めること。
木材産業事業	・県産木材の有効利用及び県産木材製品の安定供給の推進、人材の育成、県産木材等の
者の役割	新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県
(第8条)	産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めること。
建築関係事業	・自らの事業活動を通じて県産木材等に係る知識の習得、県産木材製品の利用及び普及、
者の役割	木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が
(第9条)	実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めること。
県民等の役割	・県産木材等を利用する意義及び重要性について理解を深め、日常生活及び事業活動を
(第 10 条)	通じて県産木材等の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の
	促進に関する施策に協力するよう努めること。

【第11条~第17条】~ 主要な施策~

- ・県産木材等の利用の促進に関する計画(第11条)
- ・県産木材の安定供給の促進等(第12条)
- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。
- (3) 県産木材の流通及び加工の体制整備に関すること。
- ・県産木材等の利用の促進(第13条)
- (1) 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用に関すること。
- (2) 建築物等の工事における県産木材等の利用に関すること。
- (3) エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用に関すること。
- (4) 県産木材等のブランド化及び県産木材等の認証に関すること。
- (5) 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発に関すること。
- (6) 県産木材等の国内外への販路の拡大に関すること。
- ・県の建築物等における県産木材等の率先利用(第14条)
- ・人材の確保及び育成(第 15 条)
- ·普及啓発(第 16 条)
- ・県産木材等利用推進月間(第17条)

【第18条~第20条】~ 施策の推進~

・推進体制の整備(第18条)

県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

- ・毎年度、県産木材等の利用の促進に関する施策の実施状況を公表すること(第19条)。
- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努めること(第20条)。

【附則】・平成31年4月1日から施行する。

Ⅲ 「いわて林業アカデミー」の運営

県では、将来の林業を担う優れた技術者を養成するため、林業への就業を希望する若者が、森林・ 林業に関する知識や技術を体系的に習得する就業前研修機関として「いわて林業アカデミー」を平成 29年4月に開講し、今年で3年目を迎えました。

1 いわて林業アカデミーの概要

- (**1**) **研修期間** 1年間(令和元年度214日、1,490 時間)
- (2) 募集定員 15名(令和元年度第3期生17名)
- (3) 受講対象者

次の全てを満たしたものであること

- ア 40 歳未満の者で、岩手県内で林業への就業 を希望する者または就職している者
- イ 高等学校卒業(見込みも含む)または同等 以上の学力を持った者
- (4) 受講料 118,800円 (年額)
- (5) **講 師** 県林業職員、外部講師、いわて林業 アカデミーサポートチーム



【令和元年度開講式 第3期生17名】

2 研修内容

林業の現場で即戦力となる人材を養成するため、約1,200時間(研修時間の8割)の実習を行うカリキュラムとしています。

(1) 林業に関する知識の習得

主に講義形式で林業の基礎、造林・育林、木 材利用、林業経営等の講義を行います。

(2) 林業技術の習得

造林・育林、素材生産、調査測量、路網、安 全衛生等の実習を行います。

(3) 就業に必要な資格の取得

車両系建設機械や高性能林業機械など 9 種の 資格 (詳細は次ページ) が取得可能です。

(4) インターンシップ (就業体験) ほか

林業事業体における就労体験を7月、10月、12月の3回、計23日間実施します。研修生はこの機会に自分に最も適した就業先を探します。また、新規雇用を求める林業事業体にアカデミーに出向いていただき、自社の特徴や業務内容などを説明する「就職説明会」を開催し、研修生の就業を支援しています。



【研修(講義)風景】



【就職説明会】

3 いわて林業アカデミーの3つの特徴

(1) 資格を取得し現場で活躍!

安全に林業に従事するため、次の9つの資格 を取得します。資格の取得は、研修生や雇用者 にとって大きな魅力です。

- · 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・伐木等の業務従事者特別教育
- ・伐木等機械の運転業務特別教育
- ・走行集材機械の運転業務特別教育
- ・簡易架線集材装置の運転業務特別教育
- ・刈払機取扱作業者の安全衛生教育

(2) 多くの林業機械に触れられる!

機械化が進む林業では、林業機械の知識と技 術の習得が特に重要です。いわて林業アカデミ ーでは様々な林業機械の操作の練習ができる 研修になっています。

(3) オールいわてで就業をサポート!

県内林業団体10団体と民間企業11企業による「サポートチーム」を設置し、いわて林業アカデミーの運営に大きな支援をいただいています。

現場のプロ・機械のプロから様々なアドバイス が得られる研修になっています。



【チェーンソー伐木造材技術研修】



【伐木等機械(プロセッサ)運転の研修】

4 次年度研修生の募集活動

毎年、研修生募集のポスター、パンフレットを作成・配付しているほか、高校生・林業就業希望者等を対象に林業機械の操作体験や研修生・修了生との意見交換を行う「オープンキャンパス」を開催しています。



【オープンキャンパス (意見交換会)】



【令和2年度研修生募集ポスター】

Ⅲ 第73回(令和4年)全国植樹祭の開催県に決定

県では、3年後の**令和4年**、本県で48年ぶりとなる2回目の「全国植樹祭」の開催準備を進めておりますが、8月7日の公益社団法人国土緑化推進機構理事会において、本県開催が正式に決定しました。

1 全国植樹祭について

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国

民的理解を深めるため、国土緑化運動の中心的行事として、昭和 25 年に山梨県で開催されて以来、毎年春に、各都道府県において開催され、現在のところ2巡目に入っています。

また、全国植樹祭は、四大行幸啓(国民体育大会・全国豊かな海づくり大会・国民文化祭)の 一つであり、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開催される名誉ある大会でもあります。

天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播きが行われる式典行事と各都道府県からの招待者等に よる植樹行事等が行われます。

2 開催の準備状況について

(1) 基本構想の策定

昨年9月6日に設置した準備委員会(委員長:岡田秀二富士大学学長)により検討を重ね、本年の5月末、全国植樹祭の開催理念や開催規模等を盛込んだ「基本構想」が策定されました。 開催理念の柱として以下の4項目を掲げ、岩手県ならではの特色ある有意義な全国植樹祭となるよう、準備を進めています。

- ア 県民総参加による森林づくりと、森林資源の循環利用を推進します。
- イ 森林の恩恵を県内外にアピールし、健全で豊かな森林を次の世代へ引き継いでいきます。
- ウ世代を越え県を越え全国の皆さんが参加できる植樹祭にします。
- エ 感謝の気持ちを込めて東日本大震災津波からの復旧・復興の姿を国内外へ発信します。

(2) 開催県決定イベント

8月7日、岩手県庁前広場において、本県開催の決定を広く県民に知ってもらうため、告知イベントを開催しました。

保副知事から本県開催の決定が報告された後、八幡平市立寄木小学校鼓笛隊により「希望の 虹」と「パイレーツ・オブ・カリビアンのテーマ」が力強く演奏され、花を添えていただきま した。

15分の短いイベントでしたが、林業関係団体等関係者の方々から、多数の声援をいただきました。

(3) 実行委員会の設立

8月8日、達増知事を会長に県内の関係団体や有識者など 98 名の構成員からなる実行委員会を設立し、令和元年度の事業計画及び収支予算等を承認いただきました。ようやく全国植樹祭のスタートラインに立つことができました。今後、関係機関、団体をはじめ県民の皆様と一丸となって大会の成功に向けて全力で取り組んでいきます。



【開催県決定イベント横断幕披露】 (R元.8.7)



【第73回全国植樹祭実行委員会設立総会】 (R元.8.8)

区 県民参加の緑化活動

県では、県土の緑化を目的に、「岩手県植樹祭」を昭和 31 年度から県内 46 市町村(旧市町村)で開催し、平成 18 年度まで 50 回開催してきました。

「いわての森林の感謝祭」は、「岩手県植樹祭」の後継行事として、県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝することを目的に、開催地市町村と(公社)岩手県緑化推進委員会との共催で平成19年度から開催してきており、令和元年度は12回目の開催となりました。

○ 第 12 回いわての 森林 の感謝祭について

令和元年 10 月 5 日 (土) に、大船渡市三陸町越喜来字鳥頭地内において、県内外から約 400 名の参加により、「第 12 回いわての森林(もり)の感謝祭」を開催しました。

当日は、晴天に恵まれ、天皇陛下御即位記念として大船渡市の花である椿を植栽したほか、参加者全員で少花粉スギ 2,500 本、抵抗性アカマツ(コンテナ苗)100 本を丁寧に植樹しました。



【森林整備功労者表彰】



【小中学生による緑の誓い】



【記念植樹・標柱建立】



【植樹体験】